

猪苗代町外国人誘客支援金交付事業の概要

福島県猪苗代町では、東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故並びにその風評により甚大な被害を受けた本町観光の復興及び観光誘客を図ることを目的に、新たな支援制度を創設しました。

ぜひ、外国人を対象とした商品造成などにこの支援制度をご活用ください。

○主な内容

1 趣旨

町内の宿泊施設にて、外国人の宿泊を伴う旅行商品を販売する旅行者に対し、予算の範囲内で支援金を交付します。

2 交付対象者

観光庁又は都道府県より旅行業の登録を受けた事業者、ランドオペレーターで本事業に参加申込みをした者。

3 支援金の額

支援額は、外国人10名以上の団体送客の有料宿泊実績に対して次のとおりです。

- (1) 外国人1名1泊 1,000円
- (2) 旅行会社に対する取扱手数料 20,000円

4 対象期間

- 第1期 4月10日から7月31日宿泊分まで
- 第2期 9月1日から9月30日宿泊分まで
- 第3期 11月1日から12月20日宿泊分まで
- 第4期 翌年1月5日から3月20日宿泊分まで

5 その他

- ・他の支援金（教育旅行支援事業、観光誘客支援事業）との併用はできません。
- ・町内居住者は対象外です。